

国民健康保険 からの お知らせ



平成27年1月1日から産科医療補償制度の改正に伴い、出産育児一時金と産科医療補償制度掛金が変更されました。これまで、出産に伴い、出産育児一時金と産科医療補償制度掛金を合わせた42万円を支給してきました。

制度改正により、支給総額に変更はありませんが、産科医療補償制度掛金が3万円から1万6千円に減額となり減額分1万4千円が出産育児一時金に上乗せされ、39万円から40万4千円に拡充されます。

出産育児一時金 産科医療補償制度が改正されます

出産育児一時金

出産に要する経済的負担を軽減するため、妊産婦のかたが加入している健康保険から一定の金額が支給される制度です。

産科医療補償制度

分娩に関連して発症した脳性まひの赤ちゃんやその家族を、出産後も引き続きサポートすることを目的にするもので、一定の条件に該当する場合に補償する制度です。

◆補償対象

- ・ 出生体重1400g以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上かつ所定の要件に該当する場合
- ・ 身体障害者等級1・2級相当の重症者

※先天性要因などの除外基準に該当する場合を除く

出産育児一時金 産科医療補償制度掛金の 支給額

引き続き、支給額は42万円に変更ありませんが、産科医療補償制度掛金と出産育児一時金の内訳が変更となります。



	出産育児一時金		産科医療補償制度掛金		支給額
改正前	39万円	+	3万円	=	42万円
改正後	40万4千円	+	1万6千円	=	42万円

※在胎週数が22週に達していない分娩や、産科医療補償制度に加入していない医療機関での分娩の場合は、39万円から40万4千円の支給に改正されます。

国民健康保険にご加入のかたへ 所得の申告をお願いします！

- 平成27年度の国民健康保険税は、平成26年中の所得などにより算定されます。
 - 国民健康保険税は所得が無いかたにも課税されますが、所得が一定以下の場合、国民健康保険税が軽減される制度があります。
 - 軽減を適用するには所得の申告がされていることが条件となりますので、所得が無いかたについても、必ず申告してください。
- ※申告の方法は4ページの「市民税・県民税の申告について」をご覧ください。

■お問合せ 保険年金課 岩井仮設庁舎 内線 1732